

平成 28 年度 第 2 回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 28 年 10 月 17 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 50 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 4 階 第 8 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、山元 真紀、東口 房正、邨橋 雅広、清水 光子
- 4、事務局：こども未来部 内田部長、南野次長、
こども政策課 山課長、山中主任、山本係員、津田係員
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：1 名
- 6、議 案：1. 利用者負担について
2. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度 第 2 回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、現在のところ委員 6 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日 1 名の方が傍聴に来られていますので、併せてご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局：また本日、議事録を作成いたしますので、この会議は録音させていただきたいと思います。それではこれ以降は、会議の進行につきまして、部会長に一任させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

部会長：皆様、こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。今年度第 2 回目の就学前教育・保育部会を開催させていただきます。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題 1 利用者負担について」事務局より説明をお願いします。

事務局：保育幼稚園課の花城です。それでは私の方から、議題 1 利用者負担について、ご説明申し上げます。この議題につきましては、門真市附属機関に関する条例におきまして、教育保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務が門真市子ども・子育て会議の担任する事務として位置づけられておりますことから、今般本市におきまして、幼児教育保育の無償化の方針を打ち出すに当たり、その内容等について、本会議にお諮りするものでございます。それでは、「資料 1 幼児教育保育の無償化について～子育てのまち門真へ～」をお願いいたします。まず、1 ページの目次をお願いいたします。この資料では、本市におきまして、幼児教育保育の無償化を実施するに当たり、幼児教育保育の意義や効果をお示しし、それに加えて、本市の置かれている現状、これらを受けた、今後の幼児教育保育の考え方及び無償化にかかる取組内容、無償化の実施方法を順にお示ししております。次に 2 ページをお願いいたします。ここでは、幼児教育・保育の意義は、生涯にわたる人間形成の基礎となる、重要な役割を担うものであり、

主体的な活動を促し、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につける。効果と致しまして、自発的な活動としての遊びを通し、心身の調和のとれた発達の基礎を培う。集団生活を通じて、自主、自立及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。それまでの体験を基にし、主体的な環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身につけ、新たな能力(生きる力)を獲得していく。大人との信頼関係を基礎とし、子ども同士の関わりを通して、身体的及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。こういった効果を発揮するものであることをお示ししており、これら幼児教育・保育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する必要があることをお示ししております。続きまして、3ページをお願いいたします。こちらでは、門真市の現状といたしまして、人口減少と少子高齢化について、記述をいたしております。資料にありますとおり、人口の推移といたしましては、平成25年度から27年度までの3カ年で、合計で2,250人減少しております。そのうち、生産年齢人口が3,102人、年少人口が1,260人の減少となっており、人口全体の減少の比率の中で、子育て世帯が含まれる生産年齢人口、年少人口の減少が顕著に見られている状況でございます。こういった現状を踏まえ、門真市においては、人口減少と少子高齢化が進んでおり、特に、子育て世帯の流出防止と流入に向けた取り組みが必要となるという事を示しております。続きまして、4ページをお願いいたします。門真市の幼児教育・保育の考え方と取り組みといたしまして、まず、考え方でございますが、先ほど申し上げました、幼児教育・保育の意義・効果、門真市の現状を踏まえ、子育て、教育に重点的な対策を行い、魅力のある教育・保育環境を創出することにより、子育て世帯の流出を防ぐとともに、流入を促すという考え方をお示ししております。その下に、内容を個別に記載しておりますが、今後の門真の主役となる子どもへの投資、幼児教育・保育の充実は、これから先の門真市を考える上で特に重要。就学前の時期は、生涯にわたる人間形成にあたり極めて重要、すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境づくりを目指す。子育て環境の構築といたしまして、質の高い幼児教育・保育とあわせ、社会全体で子どもの成長を支える環境を構築。保護者負担軽減による子育て世帯の定住促進と流入といたしまして、保護者の経済的な負担を軽減することで、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する環境を整えるとともに、子育てしやすいまちづくりを推進し、子育て世帯の定住促進及び流入を促すこととしております。こういった考え方を踏まえながら、幼児教育・保育の無償化についての取り組みでございしますが、取り組みといたしましては、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくりを目的とし、実施するものといたします。内容といたしましては、幼児教育・保育から、小学校教育、義務教育への円滑な接続を進めることとし、平成29年4月から、まずは、5歳児の幼児教育・保育の利用者負担、保育料の完全無償化を開始することで、保護者の負担を軽減し、全ての就学前の5歳児が、等しく、質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境を整え、円滑に小学校教育、義務教育につなぐことといたします。具体的な内容でございますが、1号認定利用者負担額、幼稚園・認定こども園につきましては、世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料といたします。2号認定利用者負担額、保育所・認定こども園・地域型保育事業につきましても、5歳の保育料につきましては、世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料といたします。私立幼稚園でございますが、こちらは、新制度に移行していない幼稚園、いわゆる

私学助成制度の対象となる幼稚園になりますが、こちらにつきましては、世帯の所得等に関係なく、30万8千円を上限に、支払った保育料等に対して就園奨励費を補助するものでございます。この、30万8千円の意味するところでございますが、こちらは、私立幼稚園へお通りの保護者に対して、保育料の負担軽減策として国の就園奨励費補助制度がございまして、こちらの年額の上限額が30万8千円となっておりますので、世帯の所得に関係なく、上限額までお支払いすることで、実質的な無償化を図ろうとするものでございます。また、これらの幼稚園、保育所、認定こども園以外に、門真市には、こども発達支援センター、こちらは障がいをお持ちのお子様にご利用される施設でございまして、こちらの通園を利用されているお子様に対しましては、同じく、世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無償とすることで、検討を進めております。こちらの内容につきましては、※印の注意書きがございまして、今回の5歳児の無償化につきましては、認可外保育施設の利用者は今回の施策の対象外と考えております。その他にも、利用者負担額、保育料以外の給食費や保護者会費等の実費徴収の費用と、特定負担額と言われる、認定こども園で設定されている料金でございまして、こちらにつきましては、対象外となります。あくまで、市の方で設定している利用者負担額の完全無償化、また、私立幼稚園で設定されている保育料に対する補助金の拡充というところで実施を考えております。そして、今後の方針でございまして、今後、財源の確保を含めた詳細な検討を行い、4歳児以下の実施を目指すとしており、29年4月から、まずは5歳児を実施することで、効果検証等を行い、今後の実施に向けた検討をさらに進めていきたいと考えております。6ページをお願いいたします。幼児教育・保育の実施方法といたしまして、就学前教育・保育に係る費用を無償化した場合（5歳児）と書いてありますが、こちらに関しましては、四角で囲んでいる部分につきましては、先ほど5ページで書かせていただいた内容と重複しておりますが、下のところに、門真市の、この無償化を実施することで負担が増える部分、一定、どのくらいの財源を要するものか、というものを示しておりますが、その金額等につきましては、平成28年7月末の子どもの状況等で試算しております。つきましては、今後の各施設の定員ですとか、運営形態、利用者状況等の変動により、数値が変更となる場合があることをご了承願います。また、私立幼稚園保育料につきましては、国基準上限額30万8千円を上限としておりますので、これを超える保育料を設定しておられる幼稚園の場合は、保護者負担が発生する場合も出てくるということになっております。あとは、先ほど申しました、認可外の保育施設については、対象外、また、保育料以外の費用につきましても、対象外ということで、検討しております。これらの前提を踏まえた、市の負担増額分でございますが、現在の試算では、1号認定利用者負担額、幼稚園等の部分につきましては、約1,400万円、2号認定利用者負担額、保育所等の部分でございますが、こちらは約6,300万円、私立幼稚園保育料に対する補助金の拡充分が、約5,300万程度、こども発達支援センターの利用者負担額の減額に伴うものが、約50万円程度ということで、試算をしており、総額として、約1億3,050万円の負担増額を見込んでおります。これらの内容を踏まえまして、29年4月からの実施に向け、幼児教育・保育の無償化についての具体的な取り組みを進めていく予定としております。以上、資料の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

部会長：ありがとうございました。ただいま事務局より、議題1についての説明がありました。この議題では、幼児教育・保育の無償化ということで、平成29年4月から、まずは5歳児について、

幼児教育・保育の利用者負担の完全無償化を開始し、保護者への負担を軽減するとともに、すべての就学前の5歳児が等しく質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整えることで、小学校教育へと円滑に繋いでいく、とのことでしたが、ただいまの事務局の説明に関しまして、何かご意見やご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

郵橋委員：5歳児の保護者負担は減ってくるので、良いと思うのですが、認可外の保育施設の利用者は対象外というのは、どういう理由なのでしょう。門真に同じように住んでいて、通っている施設によって違うというのは、公平感がないように思うのですが。

部会長：事務局、よろしくお願ひします。

事務局：今いただきました、認可外保育施設を対象外としている理由でございますが、今回の無償化につきましては、目的といたしまして、すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境づくりというところを目指して実施するものであります。子ども・子育て支援事業計画の中でも、保育の確保というのは、認可の施設の定員で確保していくということを目指していくところが一点ございます。また今般につきましては、5歳児ということで、実施を考えております。5歳児の現状を見ますと、待機児童はあまり見受けられません。いろいろな事情がございまして、その月のその時期だけ入れないという方が出てくる可能性もゼロではありませんが、ほぼおられないということと、受け皿的には、市内で、5歳の受け皿としては確保できているという現状を踏まえまして、今回の、29年4月から実施する無償化につきましては、5歳児で認可外利用の方がほとんどおられないという現状を踏まえまして、実施としては、対象外としていくというものでございます。認可外につきましては、利用されている方ほとんどが0、1、2歳ということで、それ以上の年齢の方はほとんどおられません。

郵橋委員：でも、ほとんどおられないということは、いらっしゃるわけでしょう。

事務局：今、市としてはっきり把握はしていませんが、実際、定員としてはお持ちであっても、実際の利用で5歳までというのは、現状、門真市内で認可外が、保育所のような運営形態で実施されているところにつきましては、4か所あるうち、オープンしているのが2か所。1か所については、認可に向けて工事を進めておられます。工事が終わり次第、小規模に移られる施設です。もう一つは、いろいろな諸事情があり、休園されている施設が1か所ございます。実質的には、古川橋にあるポポラー大阪と、門真南駅の辺りにあるPonPonという認可外の施設です。5歳児が実際にどの程度利用されているのかまでは把握しきれないのが現状です。

郵橋委員：5歳はそうですが、将来的に5歳だけで終わるのであれば、ほとんど利用されていないということで良いかもしれませんが、将来的に4歳以下の年齢での実施を目指すとなると、年齢が下がれば下がるほど、当然、おっしゃるとおり、認可外を利用している人がいるので、その人は切り捨てということになってしまいますよね。それは違うのではないかという気がします。なので、最初にこれを出してしまうと、そこが違うのではないかな、というのはひとつ、感じています。同じ門真に住んでいながら、施設によって、認可外であっても、質の高い保育を行っている施設は間違いなくあると思うんですよね。小規模で行っていたり、丁寧に考えておられるところが。そちらの方の保育の保障というのが、どうなるのかというのがあります。それともう一つ、幼稚園の就園奨励費補助金と同時に、保護者補助金というものがあったんですが、門真市に住んでいる子どもが寝屋川の幼稚園に行った場合、門真市は補助金を出してきていました。ところが、守口市に住んでいる子どもが門真市の幼稚園へ行く場合は守口市は

出してくれませんでした。それもとても不公平感がありますよね。それと同じことがこれから起こりうるということで、やはり門真市に住んでいる子どもには、平等な育ちをしてほしいし、無認可が問題であるならば、せめて小規模なり質が保証できるような、保育体制がとれるようなところでの働きかけといたしますか、援助の方が、私は大切かと思えます。

事務局：まず一点、4歳児以降につきましては、委員ご指摘の通り、特に0～2歳までをもし今後含める、もしくは3歳、4歳を実施していくとなれば、市の待機児童が発生している状況との兼ね合いというのは意識せざるを得ないところだと考えております。実際にどのような手立てを打つかということまでは明言できませんが、検討を進める中の材料の一つにはなるかなと思っております。無償化を進めると同時に、保育定員の拡充も合わせて実施してまいりますので、その辺りの進捗状況も勘案しながら、今後の拡充の内容については、考えていきたいと思えます。あと、今回は完全無償化とあえて書かせていただいておりますが、その意味するところにつきましては、門真市のお子様であれば、他市の保育所、幼稚園をご利用の方につきましても、門真市民であれば、今回は対象にしていくと考えておりますので、無償化につきましては、門真市民という視点で、今回の実施を考えております。

部会長：邨橋委員よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい。

東口委員：今の認可外に関連してですが、公の支配に属していない、たとえばベビーシッターですとか、その辺りは金額がまちまちではあるんですね。ですので、どの辺りまで市が把握して、対象に持っていくのかということも出てくるのかなという気がしています。1時間1万円というようなベビーシッターがいらっしゃったら、それも負担するのかという問題も出てきますよね。

事務局：たとえば昨年度は、単年度ではありますが、子育て応援券というような、市独自の事業をさせていただきまして、その時は、0～2歳で待機児童が出ているという状況を勘案して、門真市の保育所を利用させていただいた場合と同じ料金まで下げさせていただくというような施策を行ったことはあります。今回の無償化に関しましては、私学助成の私立幼稚園につきましても、就園奨励費補助金の上限額を上限と設定させていただく予定としておりますので、実際どのあたりで料金設定するのかは大変難しいことかとは思っています。あとは、ベビーシッターだけではなく、事業所内保育ですとか、国の方で今、企業主導型保育施設というものが進められていますが、こういうところを利用されている方ですとか、あとはどちらにも属さないような、院内保育というような事業所内保育を利用している方ですとか、拡大して、年齢を下げれば下げるほど、そういった施設をどう考えるのかというところが、次のステップとしては、検討していかなければならないと考えております。ですので、今回につきましては、まずはこの形で実施していこうということで、今後の拡充につきましては、いろいろな要素を踏まえて、効果的な手法を考えていかなければならないと思っております。

部会長：今回はまずは5歳児を無償化ということで、働きかけていこうという方針の中で、邨橋委員と東口委員のご意見を、事務局の方で、視野に入れて検討するということでした。

邨橋委員：就園奨励費の額が上限ということですが、門真はそれとは別に保護者補助金が出ていますよね。金額はわずかとはいえ、すでに就園奨励費プラス保護者補助金でいただいているのに、その保護者補助金がなくなる形になりますよね。それは、どうなんですか。今まで私立幼稚園へ行っていて、保護者補助金をいただいていた人が、もらえなくなるという形になってしまいま

すので。上限額だった人、今までゼロだった人が、32万8千円もらえるというのは、うれしいとは思いますが、実はそれとは別に、1万いくらかいただいていた分が、無くなってしまうということになりますよね。その辺りはどうなんでしょうか。

事務局：今、お話しいただいているのは、私立幼稚園へ通っておられるお子さんに対して、私立幼稚園児保護者補助金という、補助制度を別の制度として持っております。これは市の単独施策として実施しておりますが、門真市の私立幼稚園へ通っておられる4・5歳のお子さんを対象に、幼児教育の振興や、保護者負担の軽減を目的に実施してきているものでございます。これにつきましては、今般の無償化に合わせまして、一定の状況整理が必要だと市の方でも認識しておりまして、具体的にどうするという方針は、無償化と同じテーブルで整理はするのですが、市の方針としては、また改めて別の議論で整理をしていこうと考えております。

郵橋委員：ということは、とりあえず保護者補助金は残るということですね。

事務局：いえ、また別のところで議論させていただくということです。

郵橋委員：無償化の話とは別ということ、それはとりあえず別で残っていて、出すか出さないかはまた別のところで議論するということですね。

事務局：そうですね。一定、無償化を実施することで、5歳児の保育料は完全に負担が無くなるわけですので、そこに対して保護者補助金という補助を今後どう扱っていくのかということ、今こちらの方で検討しているところですので、また改めてお示ししたいと考えております。

郵橋委員：ということは、保護者補助金については、もう一度部会の方で検討という形となるということでしょうか。

事務局：いえ、子ども・子育て会議の部会は、利用者負担額をどうするかという話を議論する場となりますので、保護者補助金についてはこの部会で議論していただく内容ではありません。ただ市としても、無償化に伴い、無償になった方に対してさらに上乗せで補助をするのか、ですとか、一定固まった財源が必要なものですので、その辺りの整理は必要だと認識しております。

郵橋委員：保護者からすると、就園奨励費補助金と保護者補助金は区別がありません。合計でいくらかいただくかという認識です。それが保育料相当額で、所得に応じて金額が変わるという認識です。ですので、どの金額のランクであっても、一応、保護者補助金はベースとしては入っているはずなんですよ。そういう風に考えると、保護者補助金と就園奨励費補助金が別枠というのはおかしいのではないかなという気がします。

事務局：今回の無償化に関しましては、就園奨励費補助金に上乗せする形で増額することで実施することは資料に方針をお示ししている通りです。そして実際に保護者補助金をどうするかという議論が一定必要であるということは担当部局としては認識しておりますが、具体的にこの形です、というような打ち出しまでは、まださせていただいておりません。ただ、議論が出ているというのは、議会の方でも質問が出ておりまして、それは逆の方向から、上乗せで、2階建てで補助するのはおかしいのではないかと、という議論は出ていますので、その辺は整理が必要だと思っております。

東口委員：ただ、私立幼稚園の方は給食費などの費用を払っておられるので、そこに対する補助と考えることもできなくはないですよ。

事務局：そうですね。その辺りにつきましては、一定整理させていただいた上で、お示しさせていただくことになるかと思っております。

部会長：無償化に伴いまして、郵橋委員からご指摘がありました。補助金との兼ね合いがあるということで、その辺については、事務局の方で整理した上で、お示ししていただけるということでした。

事務局：こちらは、今回の無償化とはまた違う角度で議論させていただこうと考えております。

郵橋委員：もう一度先ほどの話に戻りますが、国が考えている無償化の話が今、出ていますよね。政策要望として国会の議論の中に上がっていますが、あれは、5歳の子どもすべてに出る無償化なんです。それは、施設については考えておらず、5歳の子どもについてはすべての子が保育を受けることができるようにしましょうということなので、その上限額がいくらか、というだけの話なんです。門真の場合は、利用者負担額の最上限まで保障しますということで、同じだと思います。そのように考えると、認可外保育施設の利用者、当然その範囲に含まれるという風に考えられないのかな、と思います。ですので、先ほど言わせていただいたというのが一つですね。あと、1号、2号、3号の保育料の設定によっては、1号で保育料負担が22,400円、それに対して2号であれば24,000円で、差はわずかなんです。なおかつそこに、給食費や特定負担料が入る。端的に言えば、給食と預かり保育料が別枠で上乘せになってくる。同じように長時間預かっていただけなのであれば、そこは2号であれば、保障されて、あとわずかな負担で利用できるのであれば、そちら側の分が無償化を行ってもらえれば、費用はいらぬ、ということになってくると、当然1号から2号へ切り替えたいという方が増えてきますよね。そうすると、今まででさえ、3・4・5歳は何とかいけているだろうけれども、これがまた、逆に2号が増えてきてしまうと、その待機児が増えてきてしまうということになりますよね。親の気持ちとしては、そうだと思うんです。同じ時間預かってもらうのに、片一方は1万いくらかの上乗せを出して、同じ時間。さらに給食費も別に必要。だったら、2号にしてもらえれば、そのようなものは全部なしで、24,000円で利用することができるのに、ということになってしまいます。それなら2号に変わるという方が増えてくると思いますね。そうすると、今までの子ども・子育て会議で審議してきた、待機児童解消のために確保すべき保育定員の数が変わってしまうということが、当然問題になってくると思うんです。そうすると逆に、前から子ども・子育て会議でも言っているように、1号が少々高いのは納得できる、使い方によっては安くもできるという、そのラインをきっちりしておかないと、当然1号から2号への変更が増えて、2号の待機児が増えるという状況になるということが、考えられると思います。子ども・子育て会議で前から言っているように、1号、2号、3号の国基準からの割引額を考えたときに、その差がないように、利用者としては、使い方によって、高くもなるし、安くもなる、それはそれで仕方がないので1号でいい、となると、1号から2号への変更というのはなくなりますよね。ということは、今までの計画の確保数でいけますので、保育料の設定というのを、きっちりとやっつてしまわないと、また今までやってきた計画が無駄になってしまって、また、人数を調べたりであるとか、そのようなことが必要になってくると思います。そういう意味では、保育料の見直しもこの中に含めて考えていかなければならないと、子どもを受け入れる私たちとしては、大変なことになってしまいます。そこはぜひ、課題に入れておいていただきたいと思います。

部会長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：今、郵橋委員がおっしゃられた、この料金設定では1号から2号への流れが加速していくとい

うお話ですが、それ以前に、子ども・子育て会議の方からも、1号と2号の国の利用者負担額との比率の差ですね、2号、3号の保育の利用の部分については、国の、平均で行くと6割程度の設定になっているのに対し、1号認定については、8割5分くらいの料金設定になっている。そこが、差が開きすぎているのではないかというご指摘をいただいています。そのご指摘をいただいている中で、今回この無償化というお話を、市の方向性として打ち出すこととなりましたので、今後の進め方については、整理が必要だとは考えております。今回、29年4月から実施するのは5歳児についてでございますので、5歳児の実施にあたりましては、私どももいたしましては、5歳児の1号の利用者負担、2号の利用者負担、いずれも無償化にすることで、2号認定の方、また、もう少し働いて2号に変えようか、という方が多少は増えると想定しています。しかし、5歳児については、それほど劇的に増加することは想定しておりません。ただ一定、来年度に実施する中で、どの程度の状況が起こるかというのは見据えたうえで、4歳児以降に拡大していくにあたっての材料に、当然していかなければならないだろうと思います。あとは、4歳、3歳、2歳と、年齢を落とせば落とすほど、影響は拡大していきたくらいだと思いますので、今いただいたご指摘を踏まえながら、今後の拡充方策について考えていかなければならないと思っております。貴重なご意見をいただいていると思っております。

郵橋委員：いずれにしても、29年度中に保育料の見直しを行うというのは、子ども・子育て会議で言われていたことなので、同じするのであれば、この5歳児の件、そして4歳、3歳と対象が下がっていった場合のことも考えた上での料金設定を早くしていかなければ、今言ったようなことが当然起こってくるということですよ。ぜひそこは、早いうちに手を打っておいた方が良くと思います。

事務局：29年度につきましては、資料の6ページにお示ししている通り、市の負担増額が、5歳児を無償化するだけで、1億3千万以上の試算が出ております。これはあくまでも、7月末の状況で試算しておりますので、実際、来年度定員拡充事業を進めていく中で、利用者が増えれば、これ以上の負担増が見込まれます。財源の問題もございまして、その辺りの見比べというの、多少は影響してくるのかとは思っています。おっしゃっていただいている趣旨は私どもも理解しておりますので、今後の拡充につきましては、今いただいた意見を踏まえながら、考えていきたいと思っております。

郵橋委員：市の負担額の見通しが取れないというのであれば、それこそ、何歳児は定額でいくら、というように線を引いてしまった方が、人数で費用が出ますので、予算としては立てやすいと思います。そうすると、5歳は5歳、4歳は4歳ということであれば、門真に子どもがいる親としては、みんな同じということで、納得はしやすいし、市の財政規模の中でここまでは今年に実施しましょう、という打ち出しはしやすいと思うんですね。そういう意味で、上限額を設けるとい形になる場合もあるかもわかりませんが、できる限りそれを超える形で予算を立てておいてという方が、良いような感じはします。その方が計画は立てやすいかなと思います。

事務局：先ほど東口委員からも、給食費の問題についてもご指摘いただいていますので、その辺りも今後どうするか、今日いただいたご意見を踏まえながら、拡充策を今後具体的に打ち出していく際には、考えていきたいと思っております。

部会長：郵橋委員、よろしいでしょうか。

郵橋委員：はい。

部会長：5歳児無償化に対して、いろいろと関連した事柄が、現場サイドとしては想定されますということで、ご指摘いただきました。これについては事務局の方で、ご検討をよろしくお願いいたします。では、他にいかがでしょうか。

山元委員：よろしいでしょうか。この無償化の対象になっている保育料というのは、今、先生からのお話にあったような、例えば時間外保育などの費用は含まれないということですよ。

事務局：そうですね。今回の無償化につきましては、あくまでも市の方で決定している利用者負担額について、無償化しようとするものですので、1号の幼稚園利用の方が、その後で時間外という形で預かり保育を利用されるような料金については、対象としておりません。今後、拡充する際にどうするかという議論にはなるかもしれませんが、今回の対象にはさせていただいておりません。

山元委員：それは公立であっても、私立であっても、預かり保育の面に関しては同じということですね。

事務局：はい、同じ扱いになります。

部会長：山元委員、いかがでしょうか。

山元委員：はい、大丈夫です。

柳橋委員：親の気持ちとしてはいかがですか。

山元委員：親としては、もちろん預かり保育まで負担していただけるのであれば、それに越したことはないと思いますが、本当にそれをしてしまうと、おそらく、公立幼稚園の存在自体が薄れていくといいますが、預かり保育までしてくれるのであれば、保育園であったり、私立幼稚園の方が、朝も早くから預かってもらえるし、夜も遅くまで預かってもらえるので、そうすると、今まで公立幼稚園を利用していた保護者が、それならもっと働きたいとか、もう少し楽ができる、とか。親にしたらありがたいことなんですけれど、そうすると私立幼稚園や保育園のキャパが足りなくなるのではないかなと思います。

柳橋委員：そうですね、先ほど見直しが必要という話をしたのはその話です。

山元委員：私は今、子どもが幼稚園には通っていない状態なので、大丈夫かな、という感じには思いますが、一定額の保育料だけ、ということであれば、それを見据えたうえで、自分の働き方を考えてどこにするかは選べるのかなと思います。なので、それなりに働いていれば、私立でも、今までよりは半分と楽だと思われるでしょうし、公立に行かれています保護者の方でも、それはそれで少し余裕が持てて、簡単なパートくらいならはじめようと思えるかもしれませんし、ありがたいという面では、ありがたいと思います。

東口委員：ただ、両面が見えますよね。長時間預かってもらえるなら、どうせなら預けておいて、少し遊びに行こうか、という方も増えてくるのではないかなと思います。選択肢が増えるのは良いのですけれどね。

事務局：その辺りにつきましては、一定、2号、3号の子どもについては保育要件を見させていただきまします。本来ならば、保育が必要な子どもについては全て保育所で預からなければならないというのは市の責務としてありますので、施設が足りていない、特に今、0歳、1歳、2歳が足りていない状況で、今後どうしていくかというところに関連していくのかなとは思いますが。どこまでも行くのが、果たして市の現状とあっているのかも見ながら、検討しなければならないと思っております。いずれにしても、5歳児につきましては、今、9割以上の方が、認可の保育所ないし幼稚園に通われておられて、発達支援センターをご利用の方とか、いろいろな事情

で通われていない方を含めても、認可外その他を利用されている子どもは、あまり数としてはおられないかなと思います。補足で入れさせていただきます。

部会長：山元委員よろしいでしょうか。

山元委員：はい。

部会長：では、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。でしたら、いろいろなご意見をいただきましたが、事務局から説明があった通り、29年4月からの無償化につきましては、資料の内容のとおり進めていく、また、今回いろいろな関連するところでも、このようなところを検討してほしい、というご意見をたくさんいただきました。その意見を踏まえながら、今後の無償化の拡大について引き続き検討していくということで了解いただくということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、最後に議題の2、その他といたしまして、事務局から何かございますでしょうか。

事務局：今後の予定についてでございますが、現時点におきましては、次回の部会、本体会議の日程は未定でございますので、決定いたしましたら改めてお知らせさせていただきます。よろしくお願いたします。以上でございます。

部会長：ありがとうございます。では、今の事務局の報告に関して、何かご質問はございますでしょうか。まだ未定ということで、また改めて日時を設定ということでございました。今度も部会でしょうか。

事務局：そうですね、また別の案件が出てまいりましたら、部会になります。そしてその後、本体会議ということになってまいります。

部会長：わかりました。また、よろしくお願いたします。

邨橋委員：スケジュールのことで、これが来年度の4月開始として今、進めておられますよね。ということは、12月議会でほぼ内容が決まるということになるのでしょうか。

事務局：この内容につきましては、条例改正は伴わない形のものになりますので、12月議会で保育料を無償化にしますという条例提案をするような内容にはなっておりません。ですので今後、議会の方での審議はどのような形で進められるのか、当然、議会の方にご説明はしていかなければならないのですが、条例提案や予算提案のような形で、どのタイミングでどのような諮り方をするのかは現在、検討を進めているところです。保護者への周知も当然急いでいかなければなりませんので、できるだけ早く皆様に知っていただいて、この様な形で進めますとお伝えできるような準備をどう進めて行くのかというのを今こちらで行なっているところです。また、先生方にもご協力いただきたいと思います。とっております。

邨橋委員：施設側としては、遡及的に無償になるからといって、一度徴収したものを返す事になるとすごく大変なので、できれば4月までに確定していただいて、4月の保育料がいくら、という形で進めていただけるのが、一番ありがたいです。

事務局：当初の決定からそのような形でお示しする方が良いということですね。保護者の方の混乱などを考えますと、一旦支払ってくださいと言ったものを後から無償になります、となるよりはその方が良いとは思っておりますが、手続き的にその辺りも含めて、事業者の皆様や保護者の方の負担がでないような方法を今探っているところでございます。よろしくお願いたします。

部会長：邨橋委員よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい。

山元委員：すいません。今回の件とは少し話が逸れるかもしれませんが、今お伺いした保護者補助金というのが、私立幼稚園にしか出ていないということだったのですが、これは、発達支援センターに通われている方に対象を広げていただくことはできないのでしょうか。

事務局：保護者補助金につきましては、性格上、幼稚園に限定した補助金になっておりますので、発達支援センターということであれば、もともとの補助金の成り立ちも異なりますので、そこに対してなんらかの補助をとなると、新たなものを考える事になるのかなと思います。今回の無償化の対象には含めているのですが。

山元委員：5歳児が無償になるというのは良い事だとは思いますが、0歳児から4歳児までで発達支援センターに通われているお子さんもいらっしゃるって、その中には、幼稚園と並行通園をしている方もいらっしゃいます。そういったご家庭というのは、毎月幼稚園にも満額の料金をお支払いし、発達支援センターにも決められた額をお支払いしてと、二重に保育料をお支払いしている状態です。しかし、2つともに毎日通っているわけではなくて、幼稚園を3分の1通い、発達支援センターに3分の2通うだとか、そのようにされています。それでも満額払わなければならないというのは、大きな負担です。言い方が悪いかもしれませんが、通わせたくて発達支援センターに通わせている訳ではないので。そういったことが、私ではないですが、耳にすることがあります。それであれば、日割りであったり、幼稚園でも、骨折などの怪我で1～2ヶ月休む場合、休園として、支払う額が少なくなる月もあると思います。そのような形で、月の3分の1支援センターに通われるのであれば、その分、保育料を差し引くであったりとか、4歳児までの子どもに関して検討していただけないかなと思っております。5歳児は無償になるので良いですが、4歳児より下の並行通園しておられる方からしたら、5歳まで待てない。負担の差がすごく大きいですよ。本当に5歳になるのが待ち遠しくて仕方がなくなると思えます。ですので、出来るだけ小さい内から負担を少なくできる方法を、せめて発達支援センターなどへ並行通園しておられる方に関してはしてあげても良いのではないかなと思います。

事務局：並行通園の方や発達支援センターのお子様という事であれば、人数的には、保育所、幼稚園の全体で実施するよりは対象が減ってくると思います。しかし、やはり実施するにあたっては、財源やどのように実施していくかという問題も伴いますので、今後どのように進めるかという検討には当然入ってくるとは思いますが、今すぐに実施できるかと言えばそれはできかねます。いただいているご意見というのは、私達も窓口や電話などでもご相談を受けるような内容です。並行通園であれば両方でお金がかかってしまうというのは、当然皆様ご納得された上で利用されるのですが、実際の負担感はまだ別ですので、今後どのような形で拡充するのか、どこに重点を置いて実施するのかというのは、先ほども色々な議論が出ていました様に、色々な方法があると思いますので、貴重なご意見をいただけたと思っております。

山元委員：特に、発達支援センターに通われているお子さんであったり、ハンディキャップを持っておられるお子さんであれば、園によっては、入る前にお断りされる事があって、ただでさえ通える園が少ないので、できるだけそういったところはフォローしてあげられないのかな、と思います。

事務局：そうですね。今回、実は28年度から実施されている国の段階的な無償化で、障がいをお持ちの方に対しては、一人目の方を半額に、三人目の方を無償にという負担軽減が、今年度から実施されておりまして、少し、去年と比べると軽減されています。ただ、国制度でそこまでは軽

減されているけれど、来年度以降どうするかというのは今後検討していかなければならないと考えております。ひとり親と同じ扱いで、障がいをお持ちのお子さんも、対象になっています。

部会長：貴重なご意見ありがとうございました。

事務局：すいません。先ほどの、国の段階的な無償化についての話で、所得制限があるというのを申し上げそびれました。年収 360 万円未満のご家庭が対象となります。失礼いたしました。

部会長：他によろしいでしょうか。でしたら、議題 1、2 が終わりましたので、これを持ちまして、平成 28 年度第 2 回の門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

<以上>